



高知県では、物品購入、清掃等委託業務及び建設工事等の入札参加資格審査時に、個人住民税の特別徴収実施を確認させていただきます。



■ 個人住民税の特別徴収とは ■

給与支払者(雇い主)が、給与所得者(従業員等)に給与を支払うときに、その給与から所得税を源泉徴収(天引き)して国へ納めるのと同じように、個人住民税(市町村民税と県民税)を天引きして、その従業員等に代わって市町村へ納めていただく制度です。

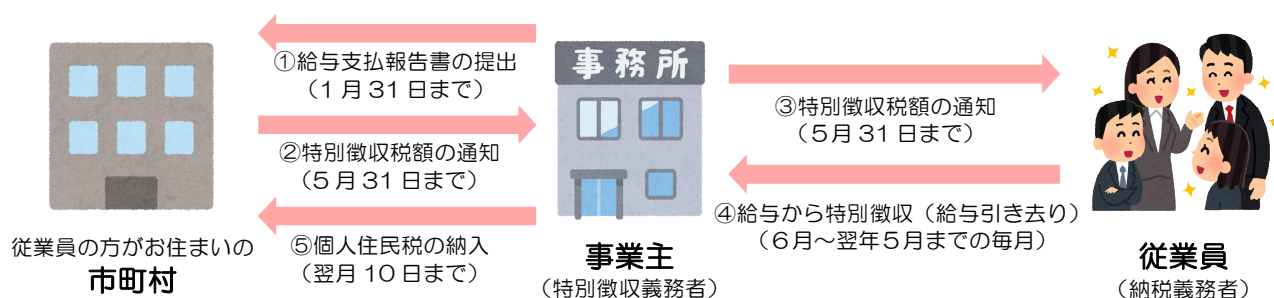
※ 「従業員等」には、給与所得となる役員報酬を得ている役員や青色事業専従者も含まれます。

※ この住民税を天引きして、従業員等に代わって市町村へ納めることを「特別徴収」といい、特別徴収する義務がある雇い主を「特別徴収義務者」といいます。

※ 個人の県民税は、市町村民税と併せて、従業員等の住所地の市町村へ納めていただき、市町村から県へ払い込まれます。

前年中に給与所得があり、かつ、今年4月1日現在、給与を支払うべき従業員等について、所得税法の規定により所得税を源泉徴収する義務のある雇い主は、地方税法及び市町村税条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者となります。

【個人住民税特別徴収の流れ】 電子申告・電子納税(eLTAX)をご利用できます。



■ 特別徴収の実施についての確認 ■

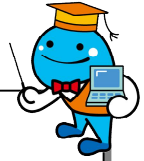
高知県では物品購入、清掃等委託業務、建設工事、測量・設計コンサルタント等の入札参加資格の審査を求める事業者が、個人住民税の特別徴収義務を負う場合に、その特別徴収の実施について確認させていただきます。

■ 資格審査時の確認手続 ■

資格審査の場合の確認手続は、次のとおりとします。

- 資格審査に当たっては、別に定める個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書で自主申告することになります。
- 新規事業者である等の理由で、資格審査時に特別徴収義務者としての指定通知を受けていない場合は、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約していただきます。
- 現在、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員が全くいない場合にも、この申告(誓約)書を提出していただきます。

住民税特別徴収実施に関する質問・回答



問1 個人住民税特別徴収の実施を要件としているのはなぜですか？

答え 個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法に規定され、入札参加の有無にかかわらず実施していただくべきものです。その実施状況を、特に、入札参加資格審査時に確認させていただく趣旨は、県が税金を使って行う事業である以上、それを受注する事業者には、税法上の義務を遵守していただく必要があるというものです。従来から法定されている義務を果たしていただいているかどうかを確認するものですので、ご理解ください。

問2 趣旨は分かりましたが、我が社は小規模で、専任の事務員もおらず面倒な事務は困難です。中小事業者に不利ではありませんか。

答え 天引きする税額を雇い主が計算しなければならない所得税の源泉徴収と違い、個人住民税は、天引きする税額を市町村が計算して雇い主にお知らせしますので、雇い主は、通知された税額を天引きして納めていただければよく、所得税の源泉徴収に比べると事務の負担は軽くなっています。事業者の規模にかかわらず、雇い主の社会的義務として地方税法に定められたものですので、ご理解ください。

なお、従業員等が常時10人未満の事業所の場合は、市町村長の承認を受ければ、年12回の納期が年2回となる制度もあります。

問3 給与の手取り額が少なくなると、従業員等から苦情が出ますが。

答え 普通徴収の場合（特別徴収ではない場合）は、従業員等は、市町村から送られてきた納付書を持って、自分で金融機関等の窓口へ行き、税金を納めなければなりません。特別徴収の場合は、従業員等が、わざわざ金融機関等で納める手間が不要で、納め忘れによる督促手数料や延滞金がかかる心配もありません。

また、普通徴収の場合、納期は原則年4回ですが、特別徴収の場合は、毎月の給与（年12回）からの天引きですので、従業員等にとっては、1回当たりの納付額が少なくて済みます。

問4 新たに特別徴収を行うための手続きは？

答え 市町村へ給与支払報告書を提出する期限である1月31日までに、市町村役場住民税担当課へご連絡ください。それを受けて5月31日までに、市町村から特別徴収税額の通知がありますので、6月から翌年5月までの給与支払時に、特別徴収税額を天引きして、市町村へ納めていただくことになります。

詳細につきましては、従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。



問い合わせ先

◇ 住民税特別徴収制度について

- ➡ 高知県税務課(徴収担当) ☎ (088) 823-9307
- ➡ 高知縣市町村振興課(税政担当) ☎ (088) 823-9316
- ➡ 従業員の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 住民税特別徴収の具体的な手続きについて

- ➡ 従業員の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 物品購入等関係の入札参加資格審査について

- ➡ 高知県総務事務センター(会計・物品担当) ☎ (088) 823-9788

◇ 庁舎管理(清掃、警備、設備保守管理)の入札参加資格審査について

- ➡ 高知県管財課(庁舎管理担当) ☎ (088) 823-9322

◇ 建設工事等の入札参加資格審査について

- ➡ 高知県土木政策課(建設業振興担当) ☎ (088) 823-9815